**令和６年度「いわての復興教育」サポーター派遣事業実施要項**

岩手県教育委員会

１　事業の趣旨

　本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成に向けて、全公立学校において「いわての復興教育」を推進してきた。一方、発災からの時間の経過とともに、東日本大震災津波を経験した児童生徒、教職員の減少により、この記憶の風化が懸念される。今後起こりうる自然災害等、様々なリスクに備え、岩手の子どもたちがどんな時でも生き抜くための力を身に付けられるよう、震災の事実と教訓の語り継ぎや伝承活動を推進し、岩手の未来を担う人づくりに資するものとする。

２　事業の実施期間

　　通知日～令和７年３月11日

３　内容

　　震災当時を知る退職した教職員を、学校のニーズに合わせ、授業や研修会等の講師として派遣する。

４　実施方法

　(1)　サポーターの派遣を希望する学校等は、実施希望調書（様式１）を下記の提出先に実施希望日のおよそ１か月前までに提出すること。また、派遣後、２週間以内に実施報告書（様式２）を提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 学　　校 | 提出先 |
| 公立学校 | 市町村教育委員会 |
| 県立学校・岩手大学教育学部附属学校 | 学校教育室 |
| 私立学校 | 学事振興課 |

　(2)　派遣するサポーターの選任及び派遣日程は、希望する学校等と学校教育室 産業・復興教育担当において調整のうえ決定すること。

　(3)　学校単位ではなく、市町村等の研修、任意団体の研修においても派遣が可能であること。

５　経費負担

　　本事業により派遣するサポーターについての旅費及び謝金は、学校教育室で負担する。

６　留意事項

　(1)　希望する学校は、サポーター派遣による事業を教育課程上に明確に位置付け、ねらいをもって実施すること。

(2)　派遣の決定通知を受けた学校は、必ず派遣するサポーターに事前連絡を入れ、学校側のねらい等を伝えるとともに、学校や児童生徒等の実態に応じて配慮をお願いしたい事項や学校で準備する物等について確認すること。

　(3)　１回の派遣時間は、１時間〜２時間程度とすること

(4)　サポーターとの日程調整がつかない場合、派遣できないこともあること。

　(5)　感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）拡大防止のため、希望した講師を派遣できないことがあること。